

旧優生保護法による優生手術・人工妊娠中絶を受けた方とご家族へ

旧優生保護法に基づく優生手術(不妊手術)や人工妊娠中絶等を受けることを強いられて被害を受けた方、そのことをご存じのご家族、関係者は、県の相談窓口にご相談ください。対象となる方に補償金等を支給します。

■補償金

- ①子どもができなくなる手術をされた方1,500万円
- ②①の配偶者(事実上の婚姻も含みます)500万円 ※ご本人・配偶者が亡くなられている場合、遺族が受け取れます。

■優生手術等一時金

子どもができなくなる手術をされた方 320万円 ※ご本人だけが、補償金もあわせて受け取れます。

■人工妊娠中絶一時金 旧優生保護法により妊娠をつづけられなくなった方 200万円

※ご本人だけが受け取れます。優生手術等一時金を受け取った場合は受け取れません。

■申請手続き 弁護士が無料でサポートします。希望される方は、県の窓口にお問い合わせください。

■県旧優生保護法関係相談窓口 栃木県保健福祉部こども政策課 ☎028-623-3064

令和8年度予防接種事業のお知らせ

従来の予防接種は、4月に自治会をとおして配布される「保健センター事業予定表」をご確認ください。

【定期接種】

○高齢者肺炎球菌予防接種 接種するワクチンの変更に伴い接種費用が変わります。

■対象者 65歳の方

■自己負担金 4,000円

■接種券 65歳の誕生日後に個別郵送します。

○带状疱疹予防接種

■対象者

- ・年度内に65歳になる方(昭和36年4月2日~昭和37年4月1日生まれ)
- ・60~64歳でヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方
- ・経過措置対象者 年度内に70歳~100歳の間で5歳刻みの年齢になる方

※接種対象になるのは生涯1人1回です。

■自己負担金

・生ワクチン(ビケン)1回接種 4,860円

・組換えワクチン(シングリックス) 2回接種 接種1回につき12,060円

■接種券 対象者には4月中に郵送します。

○RSウイルス予防接種 今年度から定期接種になりました。

■対象者 妊娠28週0日から36週6日までの妊婦

■接種費用 全額公費負担

■必要書類 接種開始日までに郵送します。

【任意接種】

○高齢者肺炎球菌予防接種 町の助成対象は、定期接種と同じワクチンです。

■対象者 65歳以上の方で今までお住いの居住地で助成を受けていない方

■自己負担金 接種費用から町の助成金5,860円を差し引いた金額

■接種券 接種前に保健センターで申請後、即時発行します。

【共通事項】

■実施医療機関 ・那須町、那須塩原市、大田原市内の町契約医療機関

- ・県内相互乗り入れ事業に加入する医療機関(定期接種のみ)
- ・上記医療機関以外で接種する場合は、保健センターに事前申請が必要です。

■持ち物 接種券(高齢者肺炎球菌、带状疱疹)、予診票、マイナ保険証などの本人確認ができるもの、自己負担金(RSウイルス以外)

■注意点 高齢者肺炎球菌予防接種、带状疱疹予防接種は接種券が必要です。接種券が無い場合、接種できませんので、忘れずに持参してください。

■問合せ 保健センター ☎72-5858



ホームページ

